

国民健康保険税減免申請書

(あて先) 古賀市長

令和 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日	
	住所				
	個人番号				☐ 個人番号の確認を職員に委任します
納税義務者 又は 主たる生計 維持者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日	
	住所	☐ 同上			
	個人番号				☐ 個人番号の確認を職員に委任します
被保険者 記号・番号		029 ・		電話番号 ()	

■減免の種類と必要書類(当てはまる減免に○をつけ、必要書類を添付して申請してください。)

1. 災害等により住宅、店舗に被害を受けた場合 (別表1)
対象者:住宅、店舗を所有する納税義務者又は世帯内の国保被保険者 【必要書類】 <u>下線の書類</u> はいずれか1点で可 ☐ 保険金、損害賠償等により補填される金額がわかるもの ☐ <u>り災証明(判定が「全壊」「大規模半壊」「中期緒半壊」のもの)</u> ☐ <u>被害額が住宅・店舗の価格の10分の3以上であることを証明できるもの</u>
2. 災害等により農作物に被害を受けた場合 (別表2)
対象者:農業に従事する納税義務者又は主たる生計維持者 【必要書類】 ☐ 保険金、損害賠償等により補填される金額がわかるもの ☐ 被害額が平年の同事業の収入額の10分の3以上となることがわかるもの
3. 災害等により納税義務者又は主たる生計維持者が死亡した、又は重篤な障がいを負った場合
対象者:納税義務者又は主たる生計維持者 【必要書類】 ☐ 災害等の被害にあったことがわかるもの(報道記事、医師の診断書等) ☐ (重篤な障がいを負った場合)医師の診断書
4. 矯正施設等への入所
対象者:国保被保険者 【必要書類】 ☐ 矯正施設等の入所期間がわかる証明書(在所証明、在監証明など)
5. 生活保護の開始
対象者:納税義務者及び国保被保険者 【必要書類】 ☐ 生活保護開始決定通知書(古賀市以外の生活保護を受給する場合のみ)
6. 負傷、疾病により就労不能となった場合 (別表3)
対象者:納税義務者又は主たる生計維持者 【必要書類】 ☐ 国民健康保険税減免申請用 所得申出書 ☐ 6か月以上の加療を要し、就労不能であることがわかるもの(医師の診断書など)

7. 犯罪被害を受けた場合

対象者、必要書類は上記各番号を参照

※読み変える点 災害→犯罪被害

(現金・預貯金に被害を受けた場合)住宅又は店舗→現金又は預貯金 世帯内の国保被保険者→主たる生計維持者

☐ 犯罪被害により現金・預貯金に被害を受けた場合・・・1参照

☐ 犯罪被害により住宅、店舗に被害を受けた場合・・・1参照

☐ 犯罪被害により農作物に被害を受けた場合・・・2参照

☐ 犯罪被害により死亡又は重篤な障がいを負った場合・・・3参照

減免理由(減免申請をする理由について、できるだけ詳しく記入してください)

別表 1

前年中の合計所得金額	損害の程度 ※	減免の割合
500万円以下	10分の3以上2分の1未満	2分の1
	2分の1以上	全額免除
500万円を超え750万円以下	10分の3以上2分の1未満	4分の1
	2分の1以上	2分の1
750万円を超え1000万円以下	10分の3以上2分の1未満	5分の1
	2分の1以上	10分の3

※ り災証明の判定が「中規模半壊」・・・10分の3以上2分の1未満を参照

「全壊」「大規模半壊」・・・2分の1以上を参照

別表 2

前年中の合計所得金額	減額の割合
300万円以下	全額免除
300万円を超え400万円以下	5分の4
400万円を超え550万円以下	5分の3
550万円を超え750万円以下	5分の2
750万円を超え1000万円以下	5分の1

別表 3

前年中の合計所得金額	減額の割合
200万円以下	10分の7
200万円を超え500万円以下	2分の1
500万円を超え700万円以下	10分の3

【注意事項】

- ・1, 2, 3, 6, 7の減免は最大で減免申請年度の翌年度末まで対象となりますが、年度ごとに申請が必要です。
- ・減免申請に添付する書類は、申請日の翌日から30日以内に提出してください。
- ・資力の回復等により減免の必要がなくなったときは申出てください。
- ・虚偽の申請により減免を受けた場合、減免の取消を行うとともに減免額に対し納期までに納付しなかった場合の延滞金を加算して徴収します。